令和７年９月18日可決

電動キックボード等マイクロモビリティに関する安全ルール整備を求める意見書

衆 議 院 議 長　参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　総 務 大 臣　各あて
国 土 交 通 大 臣　国家公安委員会委員長

近年、インバウンド需要を背景として、都市部を中心にシェアサイクルや電動キックボード等の新たなマイクロモビリティが急速に普及している。大阪市においても、その実証実験を通じて観光客や市民にとっての新たな移動手段としての可能性を探ってきたところである。

一方で、警察庁の報告によれば、電動キックボードに関しては交通違反や事故の発生率が自転車を大きく上回っており、利用者による交通ルールの理解不足や遵法意識の欠如が顕著にみられている。とりわけシェアサービスにおける違反や事故が多数を占め、警察庁の示すガイドラインに沿った現行の「交通ルールテスト」等の措置も実効性に乏しいとの指摘が国会においてなされている。

また、国内事業者が中国の大手ＳＮＳを通じてサービス拡大を進めるなど、インバウンド利用を軸としたシェアの拡大も進んでおり、交通安全や公共交通との調和に加え、偏在性のないサービス環境の構築と利用者の多様化に対応した制度整備が急務となっている。

我が国におけるマイクロモビリティの普及は、新たな成長分野として重要な位置付けにあるものの、事故や違反が多発する状況を放置すれば、社会的な受容や定着は困難であり、いまこそ、地方の実情を踏まえたルール整備に取り組むことが不可欠である。

よって国におかれては、以下の事項について早急に対応することを強く要望する。

記

１．電動キックボードをはじめとするマイクロモビリティに関し、改めて安全対策を強化し、適切な通行区分・速度制限・装備基準等を見直すこと。
２．シェアサービス事業者に対して、観光客を含めたユーザーへの交通ルール教育の実効性を高める仕組みを導入させるとともに、違反利用者への厳正な措置を義務づけること。
３．インバウンド需要を含めた利用拡大を踏まえ、多言語対応による交通ルール周知、違反観光客への罰則規定整備並びに公共交通との共存策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。